

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久米島町長

市町村名 (市町村コード)	久米島町 (473618)	
地域名 (地域内農業集落名)	比屋定地区、仲里・美崎地区、清水・大岳地区、久米島地区 (久米島町全域)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 1月 24日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、少子高齢化に伴う農業者の減少が著しいため、農業後継者不足が顕著である。
また農地が利用されず遊休農地が増加する懸念があり、圃場も適切に管理しなければ作物(さとうきび、花卉
類等)の収穫が減少することが予想される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

新規就農者が参入しやすい農業の仕組みを構築する。
また、農地の集約化や新規法人についても推進を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2,500 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2,500 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農振農用地について引き続き、適切な管理を促し、農業振興を推進する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農地利用は、中心経営体である認定農業者や農業法人が担うほか、農地利用を希望する新規就農者等の受入れを促進することで集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者に農地中間管理機構(以下、「機構」という。)への貸し付けを推進する。また、中心経営体が病気や怪我などの事情で営農が困難になった場合には、機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えが可能となるように機構を通じて中心経営体への貸し付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図る為、農地区画化の基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農地の集積・集約化を図ることで団地を形成し、新規就農者及び新規経営体の参入が容易になるように取組を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
少子高齢化の進展に伴い、農業者の高齢化が進むことが予想されるため、機械化による農作業などの一部を農業生産法人などに委託し、作業の効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥類被害対策を行政や各地区とも連携して対策を講ずる。
 ③スマート農業の推進
 ⑨さとうきびや花卉類等の土地を利用した作物や畜産に係る飼料作物の生産を目指す。